

共済組合から貸付けを受ける方へ だんしん事業のご案内

Point

「だんしん」に加入すると、返済中に借受人に万一のことがあった場合に、保険金で貸付金残高が返済されます。あわせて「債務返済支援保険」に加入すると、病気やケガで長期休職となった場合に、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）が保険金として支払われます。

「だんしん」からの保険金
(貸付金残高相当額)

万一の場合



貸付金残高

制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害
状態となられても…

「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済
されます

病気やケガで長期休職と
なられても…

「債務返済支援保険」の保険金で返済金相当額
(平均返済月額)が補償されます

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期間就業障害となった場合にも安心です。

例

貸付金残高

「だんしん」
(団体信用生命保険)



貸付金残高
(債務)

1,000万円の場合

特約保証料

保険金額 (貸付金残高相当額)
(10万円につき 月額15円)

月額 1,500円

※特約保証料は見直しされることがあります。

保障額

<死亡・所定の高度障害状態>
保険金1,000万円(貸付金残高相当額)を
共済組合にお支払いすることで
貸付金残高が返済されます。

例

返済金額

債務返済
支援保険

返済金相当額
(平均返済月額) 60,000円の場合

毎月借入金 40,000円
ボーナス返済 120,000円 の場合
(計算例) 平均返済月額 60,000円 = [(40,000円×12)+(120,000円×2)] ÷ 12

保険料

保険金額 (返済金相当額)
(1万円につき 月額60円)

月額 360円

※保険料は毎年見直しを行うことから、
変更されることがあります。

補償額

<所定の就業障害の場合>
1カ月あたり保険金60,000円(返済
金相当額)を30日の免責期間を経過した日
から3年を限度に就業障害が終了するまで
お支払いします。